

西宮市建設工事請負契約に係る変動型最低制限価格取扱要領

制 定 令和元年10月28日
最終改定 令和5年3月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）により建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第6条の2の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、最低制限価格を入札価格の平均額に基づき算定し競争入札を行う工事の請負契約のうち、西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領（平成23年実施）の対象とならない工事の請負契約とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の式により算定した額（以下「最低制限比較価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、当該最低制限比較価格が、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）に0.92を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に0.92を乗じて得た額を最低制限比較価格とする。

$$\text{入札書比較価格} \times 0.897 + (\text{入札価格の平均額} - \text{入札書比較価格} \times 0.897) \times 0.3$$

- 2 前項の規定により算定した最低制限比較価格に百円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。
- 3 再度入札以降の入札における最低制限比較価格は、初度入札において算定した最低制限比較価格と同額とする。

(入札価格の平均額の算定)

第4条 前条第1項に規定する入札価格の平均額は、次の各号に定めるところにより算定する。

(1) 入札価格が入札書比較価格を超える場合は、当該入札価格を入札書比較価格とみなす。

(2) 入札価格が入札書比較価格に0.75を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額。以下この号において同じ。）を下回る場合は、当該入札価格を入札書比較価格に0.75を乗じて得た額とみなす。

- (3) 無効又は失格となった入札がある場合は、その入札価格を平均額の算定の対象としない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、最低制限価格の決定後に無効又は失格となった入札がある場合においては、入札価格の平均額の再算定は行わない。

2 前項の規定により算定した入札価格の平均額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 第3条の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書（規則第5条（規則第15条において準用する場合を含む。）に規定する予定価格を記載した書面をいう。）に変動型最低制限価格を適用する旨を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札参加者には、一般競争入札については入札の公告において、指名競争入札については指名通知書等適切な方法において、次に掲げる事項を明記し、周知するものとする。

- (1) 変動型最低制限価格を設けていること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者は、それのみを理由として落札者となる資格を失うこと。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

1 この要領は、令和元年12月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。